

【申込先・問合せ】 社会福祉協議会本所 ☎ 0587-23-6713 (平日 8:30 ~ 17:15)

サービス情報 生活福祉資金貸付制度

この制度は生活に必要な資金を他から借り受けることが困難である低所得者世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対して相談、貸付けを行い生活の安定を目指すことを目的としています。

- ◎貸付制度になりますので、生活の立て直し、償還が見込めないと判断される場合には貸付けできません。
- ◎公的給付や他の貸付制度が利用できる場合にはそちらを優先して活用いただきます。
- ◎一定の条件があり、審査によって貸付けできない場合があります。また、決定までに1ヶ月以上要することがありますので、お早めにご相談ください。

この資金を利用できる世帯は？

資金の貸付けを受けることにより、経済的自立とその償還が見込まれる世帯です。
 なお、資金の種類によっては、貸付けの対象世帯とならないことがあります。

低所得世帯

世帯の所得が少なく、自立のための必要な資金の貸付けを他から受けることが困難である世帯

障がい者世帯

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたのいる世帯

高齢者世帯

65歳以上の高齢者のいる世帯
 ※日常生活上、療養または介護を要する高齢者世帯に限ります。

総合支援資金

生計中心者の失業などにより生活に困窮し、生活の立て直しのために一時的な資金を貸付けることで解決できる世帯が対象です。雇用保険や年金などの公的給付や他制度による貸付けを受けることができない世帯であることなどの条件があります。



福祉資金

日常生活を送るうえで、一時的に必要であると見込まれる資金を貸付けます。一例として福祉自動車や福祉用具の購入費、また転居費用や生業を営むために必要な経費などがあります。



教育支援資金

高等学校や大学へ就学するのに必要な経費、または入学に際し必要な経費について必要最低限の資金を貸付けます。高等学校の就学費用は、県などが支援を行っていますので、まずは通っている学校に相談してください。



不動産担保型生活福祉資金(リバースモーゲージ)

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する65歳以上の高齢者世帯へ不動産を担保として生活資金を貸付けます。

